

## 平成 27 年度 茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領

茨木市は、「茨木市立保育所民営化基本方針」に基づき、平成 27 年度に次の要領により保育所を運営する移管先法人を募集します。

## I 移管する保育所と所在地等

保育所名	所在地 (住居表示)	定員	施設 の 概 要			
			敷地面積	建物延べ面積	所庭面積	建築年・建物構造
茨木市立 玉島保育 所	茨木市平田二 丁目36番13号	120 人	1,825.26 m <sup>2</sup>	753.04 m <sup>2</sup>	720 m <sup>2</sup>	昭和50年4月 鉄筋コンクリート2階建

## II 保育所の移管実施日

平成 28 年（2016 年）4 月 1 日

## III 応募資格・条件

## 1 移管先法人

- (1) 児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設を運営する北摂地域（豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、箕面市、島本町、豊能町又は能勢町）に本部のある社会福祉法人であること。  
ただし、茨木市内に法人本部を置く社会福祉法人については、社会福祉法第 2 条に定める社会福祉事業を営む社会福祉法人であれば、応募できるものとする。
- (2) 運営及び経営内容について、良好な実績を有する法人で、社会福祉事業に熱意と識見を有すること。
- (3) 社会福祉法及び児童福祉法その他関係法令を遵守し、法人自らが移管保育所を運営すること。
- (4) 本市の保育行政を理解し、これに積極的に協力する法人であること。

なお、Ⅲ－2－(2)に示すとおり、移管に当たって、市民の貴重な財産である土地、建物等は無償で貸与または譲渡することを考慮して、Ⅶ－2－(1)に示す期間のうち、平成 27 年 4 月 20 日（月）から同 24 日（金）までの間については、茨木市内に法人本部を置く社会福祉法人（以下「市内法人」という。）からの応募の意向を優先的に受け付ける期間とする。

同期間内に、児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設を運営する

市内法人 2 以上から応募の意向が示された場合は、市内法人以外からの募集を行わないこととし、直ちに茨木市のホームページ ([www.city.ibaraki.osaka.jp/](http://www.city.ibaraki.osaka.jp/)) においてその旨を公表する。

同期間内に、児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設を運営する市内法人 2 以上から応募の意向が示されなかった場合は、直ちに茨木市のホームページにおいてその旨を公表し、市内法人以外からの応募の意向も併せて受け付ける。

## 2 移管条件

移管先法人は、移管予定の当該保育所ごとに実施している保育内容等の継続性に配慮しつつ、児童福祉法をはじめとする関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号)に示される基本原則を十分に踏まえること。

また、その実施にあたっては、移管先法人の特色を活かし、創意工夫した保育内容の充実及び質の向上を図ることとし、必ず保護者に説明し、理解を得て行うこと。

さらに、初期的経費の軽減及び保育内容の充実を図るため、次の(1)から(5)までの事項を移管条件として位置づけるほか、これ以外に必要な事項については、本市と移管先法人が別途締結する協定書に定め、これらを遵守すること。

なお、「(3) 保育内容の継承」及び「(4) 保育の充実」に係る移管条件の詳細については、別添のとおりとする。

### (1) 定員等

移管後の保育所定員(弾力化後を含む)構成及び受入年齢については、現状を継承することとし、これらを変更する場合は、移管先法人と市が協議することとする。

### (2) 財産の継承に係る移管条件

- ① 土地については、土地使用貸借契約書を交わし、契約期間は 5 年を期限として、無償貸与する。ただし、5 年経過後の土地使用貸借については、本市と協議すること。
- ② 建物、プール、倉庫、その他の工作物等(以下「建物等」という。)については、建物等譲与契約書を交わし、現状のまま無償譲渡する。なお、建物等の無償譲渡契約については、市議会の議決が必要なため、議決後に締結する。万一、議決が得られず、損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。
- ③ 土地・建物等については、VIで示す移管スケジュールに基づき、契約に関する手続きを行うこと。
- ④ 貸与を受けた土地及び無償譲渡を受けた建物等については、保育所

の用途以外に使用しないこと。

ただし、待機児童の状況を考慮し、法令等に基づいて認定こども園に移行する場合は、市と協議を行うこと。

- ⑤無償譲渡を受けた建物等については、移管先法人が所有権登記後、直ちに法人の基本財産に編入すること。
- ⑥移管後の土地及び建物等の維持管理については、移管先法人が責任をもって自己負担で行うこと。
- ⑦移管時に施設改修等が必要な場合は、市が移管先法人とのヒアリングを実施したうえで、500万円を上限として支援する。

### (3) 保育内容の継承に係る移管条件

- ①保育内容は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)を基本とし、保育課程、指導計画を作成するとともに、これらに基づき、適切に実施すること。
- ②大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(大阪府条例第103号)その他関係法令を遵守すること。
- ③保育士の配置については、本市の配置基準に合わせて以下のとおりの配置とすること。
  - ・0歳児クラス乳児3人に対し保育士1人
  - ・1歳児クラス幼児5人に対し保育士1人
  - ・2歳児クラス幼児6人に対し保育士1人
  - ・3歳児クラス幼児20人に対し保育士1人
  - ・4歳児クラス幼児30人に対し保育士1人
  - ・5歳児クラス幼児30人に対し保育士1人
- ④保育士の構成については、個々の保育士の専門性と経験年数に配慮した配置とすること。
- ⑤保育時間については、移管前の保育時間を最低限とすること。
- ⑥費用負担については、保護者の負担軽減に留意するとともに、移管前に徴収していた費用以外の負担を求める場合(保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。)は、当該保育所の保護者、移管先法人、市の三者で組織する三者協議の場で協議し同意を得ること。
- ⑦休園日については、日曜日、祝祭日及び年末年始とすること。
- ⑧給食については、アレルギー及び宗教食の対応を行うこと。
- ⑨健康診断については、関係法令等の定めによるほか、入所児童の状況により適切に行うこと。
- ⑩障害児保育については、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)及び茨木市障害児保育実施要綱(平成14年4月1日実施)によること。
- ⑪苦情処理については、関係法令等の定めによって、体制を整備し、これを適切に運用すること。

- ⑫損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけ、児童の不慮の事故に備えること。
- ⑬施設長については、保育所で3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者を配置すること。
- ⑭看護師については、専任の看護師を常勤で配置すること。
- ⑮栄養士については、移管先法人が運営している施設を含め、法人内に1人配置すること。
- ⑯子どもたちへの保育環境への急激な変化を最小限に止める観点から、臨時・パート職員が、引き続き、当該保育所での勤務を希望する場合は、移管先法人において、適切な選考に努めること。

#### **(4) 保育の充実に係る移管条件**

- ①上記「(3) 保育内容の継承に係る移管条件」の「⑤」以上の保育時間の拡大を検討すること。
- ②上記「(3) 保育内容の継承に係る移管条件」の「⑭」の配置を支援することから、病後児保育（体調不良児対応型）を行うこと。
- ③保育の実施にあたっては、保育の質の向上に努めるため、必要に応じて専門機関の助言や職員研修の充実に努めること。
- ④保育所の運営管理や提供する保育サービスを評価する第三者評価の受審に努めること。
- ⑤その他の保育サービスの充実については、多様化する保育ニーズの拡大に対応するため、移管先法人自らが、特別保育（休日保育、一時預かり保育、学童保育、家庭的保育事業、園庭開放事業等）の実施に向けて、積極的に取り組むよう努めること。

#### **(5) 移管先法人への引継ぎ**

##### **① 合同保育・引継保育**

ア 移管前に移管先法人の職員が当該保育所にて協力する機会として、別冊「市立保育所の民営化に伴う合同保育・引継保育の実施について」に基づき、合同保育を実施することとし、合同保育における実施基準、もしくは、それ以上の方法による合同保育を実施するか、どちらかを選択すること。

（合同保育に係る経費については、市が負担）

イ 移管先法人は、職員の派遣について協力するとともに、合同保育に参加した保育士をクラス担任として配置できるよう、最大限努めること。

ウ 引継保育については、別冊「市立保育所の民営化に伴う合同保育・引継保育の実施について」に基づき、原則、移管先法人による運営が始まる4月から翌年3月までの1年間とする。

エ 合同保育・引継保育の実施期間中は、移管先法人の職員と市の職員が、適宜、協議・検討する場を設け、円滑な引継ぎに向けて、連携・協力するものとする。

## ②三者協議会等

ア 移管先法人の決定後から、移管時の入所児童が卒園するまでの間、入所児童の保護者、移管先法人、市の三者で組織する三者協議会を設置するとともに、三者のいずれか一者からでも要請があれば開催すること。

イ 三者協議会は、子どもたちへの急激な保育環境の変化を最小限に止めつつ、子どもたちの最善の利益を確保するため、移管条件の履行状況や保育内容の継続性を確認するとともに、移管先法人の管理・運営事項以外で、保育内容を変更・充実する場合は、三者で協議するとともに、課題等が発生した場合は、三者が協力して、その解決に努めること。

ウ 移管先法人は、移管後、必要に応じて当該保護者を対象に「意向調査」を実施し、保護者の意向把握に努め、保育の質の向上を図ること。

## IV 応募法人の選考

1 応募法人の選考については、応募法人の保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況等（以下「選考項目」という。）を総合的に勘案して行うものとし、その実務は別途設ける「茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）」において処理するものとする。

また、運営責任者（理事長等）及び施設長（予定者を含む）から、選考項目についてのヒアリングを実施し、選考委員会が別に定める選考基準に基づいて、各選考委員からより多くの評価が得られた法人を移管先候補法人として決定する。市は、この選考結果を尊重し、移管先法人を決定する。

2 応募法人が多数の場合、選考委員会は、次の手法により選考する。

・予備審査 選考項目による審査（2法人まで選考）

・本審査 選考項目による審査及びヒアリングを実施

一方、応募が1法人である場合、もしくは、応募がなかった場合は、募集期間の延長や市から法人に再度、周知するなど、できる限り、複数の応募法人を募集できるようにする。

なお、このような方策を講じても、応募が1法人となった場合は、選考委員会が定める選考基準に基づき、選考できるものとする。

3 応募法人は、上記「Ⅲ 応募資格・条件」、「2 移管条件」の「(4) 保育の充実に係る移管条件」における①、④及び⑤の保育の充実に向け

た法人の取り組む姿勢をヒアリング時にアピールすることとする。

- 4 選考委員会は、必要に応じて、本審査の対象となった応募法人が有する児童福祉施設等への現地視察を実施できるものとする。
- 5 応募法人名は、公開する。
- 6 選考結果は、書面で通知するとともに、移管先候補法人名以外は非公開とするが、選考結果については、ホームページ等で公開する。
- 7 移管先候補法人と、移管に関する協定書を締結する。
- 8 提出された応募書類は、茨木市情報公開条例の規定に基づき公開する。

## V その他

- 1 応募しようとする法人は、現地説明会（1日間を予定）に出席することとする。（法人が現地視察を希望するときは、事前に保育幼稚園課の承認を得ること。）
- 2 移管する保育所の保護者から、応募法人が運営する施設見学の希望があった場合、応募法人は、市（保育幼稚園課）と調整のうえ、見学会を開催すること。この場合、当該保育所の保護者は、必ず、市に連絡し、市が日程調整を行うものとする。
- 3 選考された法人は、職員募集日程を別に定める期日までに保育幼稚園課へ報告すること。
- 4 保育所における嘱託医について、移管する保育所の嘱託医を継続して委嘱するよう努めること。
- 5 保育所の移管にあたっては、茨木市長の設置認可を得ること。（設置認可に要する経費は、法人負担とする。）
- 6 移管にあたっては、本市と締結する各契約事項等を誠実に履行するとともに、移管先法人が、契約事項に違反し、継続しがたい行為を行った場合は、契約を解除する。  
この場合、移管先法人に損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。
- 7 移管後については、本市による同施設への立入調査等について協力するとともに、保育内容や条件等の履行状況についての報告を求めた場合は、本市の指示に従い、これに応じること。

## VI 移管スケジュール

- |   |                       |                  |
|---|-----------------------|------------------|
| 1 | 平成 27 年（2015 年） 4 月   | （選考委員会を開催【7月まで】） |
| 2 | 平成 27 年（2015 年） 5 月   | （移管先法人の募集を開始）    |
| 3 | 平成 27 年（2015 年） 8 月頃  | （移管先法人の決定）       |
| 4 | 平成 27 年（2015 年） 8 月頃  | （建物等譲渡仮契約）       |
| 5 | 平成 27 年（2015 年） 10 月頃 | （建物等譲渡本契約）       |
| 6 | 平成 27 年（2015 年） 10 月頃 | （三者協議会設置）        |
| 7 | 平成 27 年（2015 年） 12 月  | （合同保育契約）         |

8	平成 28 年 (2016 年) 1 月	(合同保育開始)
9	平成 28 年 (2016 年) 2 月	(土地使用貸借契約)
10	平成 28 年 (2016 年) 3 月	(民営化協定書締結)
11	平成 28 年 (2016 年) 4 月	(移管先法人による運営開始)
12	平成 28 年 (2016 年) 4 月	(引継保育開始)

## Ⅶ 申込及び申込用紙の配付等

### 1 申込用紙の配付

平成 27 年 4 月 20 日 (月) から  
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分  
※土・日・祝日を除きます。

茨木市 こども育成部 保育幼稚園課 22 番窓口にて配布  
(市役所南館 3 階で配布いたします。)

### 2 申込期間及び場所等

#### (1) 申込期間

平成 27 年 4 月 20 日 (月) ～平成 27 年 5 月 22 日 (金) **※厳守**

※会計関係書類は、理事会承認が必要であることから、協議のうえ、  
提出期限を猶予できることがあります。

午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

※土・日・祝日を除きます。

#### 【再掲】

なお、Ⅲ－２－(2)に示すとおり、移管に当たって、市民の貴重な財産である土地、建物等は無償で貸与または譲渡することを考慮して、Ⅶ－２－(1)に示す期間のうち、平成 27 年 4 月 20 日 (月) から同 24 日 (金) までの間については、茨木市内に法人本部を置く社会福祉法人 (以下「市内法人」という。) からの応募の意向を優先的に受け付ける期間とする。

同期間内に、児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設を運営する市内法人 2 以上から応募の意向が示された場合は、市内法人以外からの募集を行わないこととし、直ちに茨木市のホームページ ([www.city.ibaraki.osaka.jp/](http://www.city.ibaraki.osaka.jp/)) においてその旨を公表する。

同期間内に、児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設を運営する市内法人 2 以上から応募の意向が示されなかった場合は、直ちに茨木市のホームページにおいてその旨を公表し、市内法人以外からの応募の意向も併せて受け付ける。

#### (2) 申込場所

茨木市 こども育成部 保育幼稚園課 22 番窓口  
(市役所南館 3 階まで、直接ご持参ください。)

### **(3) 提出部数**

①申込書 正1部 副10部

②添付資料 正1部 副10部

※①及び②とも、資料ごとに、A4又はA3に統一してください。

※場合によっては、資料等の追加を依頼することがあります。

### **3 問合せ先**

茨木市 こども育成部 保育幼稚園課（担当：瀧川）

電 話 072-620-1638（直通）

F A X 072-622-9089

E-Mail hoikuyouchien@city.ibaraki.lg.jp